



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*42 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 人事委員会規則

*29 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 6

*30 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 13

*31 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 18

*32 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 18

○ 教育委員会規則

*16 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 20

規 則

和歌山県規則第42号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。)の給料月額は、別表第1に規定する給料月額に、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 現業職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表は、<u>別表第1の2に定めるとおりとする。</u></p>	<p>(給料表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。)に適用する給料表は、<u>別表第1の2に定めるとおりとする。</u></p> <p>3 現業職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表は、<u>別表第1の3に定めるとおりとする。</u></p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職	職					
---	---	--	--	--	--	--

員 の 区 分	務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600

	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
再	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
任	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
用	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
職	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
員	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
以	70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,300
外	74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,800
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,800
	77	218,200	255,800	287,700	314,200	362,200
の	78	218,700	256,200	288,200	314,500	362,700
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	363,200
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	363,700

職	81	220,000	257,500	289,500	315,400	364,100
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	364,600
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	365,100
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	365,600
員	85	221,500	258,600	291,300	316,500	366,000
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	366,500
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	367,000
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	367,500
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	367,900
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	368,400
	91	224,400	260,200	294,400	318,200	368,900
	92	224,800	260,400	294,800	318,500	369,400
	93	225,100	260,700	295,200	318,700	369,800
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200			
103	228,900	263,500	299,500			
104	229,300	263,800	299,800			
105	229,700	264,000	300,100			
106	230,200	264,200	300,500			
107	230,500	264,500	300,900			
108	230,900	264,700	301,300			
109	231,100	265,000	301,600			
110	231,500	265,300	302,000			
111	232,000	265,600	302,400			
112	232,400	265,800	302,700			
113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			
117	234,400	267,000	303,900			
118	234,800	267,300	304,200			
119	235,200	267,600	304,500			
120	235,600	267,900	304,700			
121	236,000	268,100	304,900			

	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第1の2を削り、別表第1の3を別表第1の2とする。

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第29号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係) ア 行政職給料表昇格時号給対応表									別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係) ア 行政職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略	略								略	略							
59	<u>25</u>	略	略	略	略	略	略	略	59	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	
60	略	略	略	略	略	略	略	略	60	略	略	略	略	略	略	略	
61	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略	61	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	
62	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略	62	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	
63	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	63	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	
64	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	64	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	
65	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	65	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	
66	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略	66	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	
67	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略	67	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	
68	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略	68	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	
69	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	略	69	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	
70	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略	略	70	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	
71	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	略	71	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	
72	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略	略	72	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	
73	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	略	73	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略	
74	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略	略	74	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略	
75	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	略	75	<u>34</u>	略	略	略	略	略	略	
76	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	略	76	<u>34</u>	略	略	略	略	略	略	

77	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略
78	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略
79	<u>34</u>	略	略	略	略	略	略
80	<u>34</u>	略	略	略	略	略	略
81	<u>35</u>	略	略	略	略	略	略
82	<u>35</u>	略	略	略	略	略	略
83	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略
84	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略
85	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略
86	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略
87	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
88	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
89	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略
90	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略
91	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略
92	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略
93	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
略							

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
54	<u>25</u>	略	略	略
55	<u>26</u>	略	略	略
56	<u>26</u>	略	略	略
57	<u>27</u>	略	略	略
58	<u>27</u>	略	略	略
59	<u>28</u>	<u>21</u>	略	略
60	<u>28</u>	略	略	略
61	<u>29</u>	<u>22</u>	略	略
62	<u>29</u>	<u>22</u>	略	略
63	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
64	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
65	略	<u>23</u>	略	略

77	<u>35</u>	略	略	略	略	略	略
78	<u>35</u>	略	略	略	略	略	略
79	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略
80	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略
81	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略
82	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略
83	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
84	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
85	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略
86	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略
87	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略
88	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略
89	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
90	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
91	<u>42</u>	略	略	略	略	略	略
92	<u>42</u>	略	略	略	略	略	略
93	<u>43</u>	略	略	略	略	略	略
略							

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
54	<u>26</u>	略	略	略
55	<u>27</u>	略	略	略
56	<u>28</u>	略	略	略
57	<u>29</u>	略	略	略
58	<u>29</u>	略	略	略
59	<u>29</u>	<u>22</u>	略	略
60	<u>30</u>	略	略	略
61	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
62	<u>30</u>	<u>23</u>	略	略
63	<u>31</u>	<u>24</u>	略	略
64	<u>31</u>	<u>24</u>	略	略
65	略	<u>25</u>	略	略

66	<u>31</u>	<u>24</u>	略	略
67	略	<u>24</u>	略	略
68	略	<u>24</u>	略	略
69	略	<u>25</u>	略	略
70	略	<u>25</u>	略	略
71	略	<u>26</u>	略	略
72	略	<u>26</u>	略	略
73	略	略	略	略
74	略	<u>27</u>	略	略
略				
86	<u>41</u>	略	略	略
87	<u>42</u>	略	略	略
88	<u>42</u>	略	略	略
89	<u>43</u>	略	略	略
90	<u>43</u>	略	略	略
91	<u>44</u>	略	略	略
92	<u>44</u>	略	略	略
93	<u>45</u>	略	略	略
94	<u>46</u>	略	略	略
95	<u>47</u>	略	略	略
略				
102	<u>53</u>	略	略	略
103	<u>54</u>	略	略	略
104	<u>54</u>	略	略	略
105	<u>55</u>	略	略	略
106	<u>55</u>	略	略	略
107	<u>56</u>	略	略	略
108	<u>56</u>	略	略	略
109	<u>57</u>	略	略	略
110	<u>57</u>	略	略	略
111	<u>57</u>	略	略	略
112	<u>58</u>	略	略	略
113	<u>58</u>	略	略	略
114	<u>58</u>	略	略	略
115	<u>59</u>	略	略	略

66	<u>32</u>	<u>25</u>	略	略
67	略	<u>25</u>	略	略
68	略	<u>26</u>	略	略
69	略	<u>26</u>	略	略
70	略	<u>26</u>	略	略
71	略	<u>27</u>	略	略
72	略	<u>27</u>	略	略
73	略	略	略	略
74	略	<u>28</u>	略	略
略				
86	<u>42</u>	略	略	略
87	<u>43</u>	略	略	略
88	<u>44</u>	略	略	略
89	<u>45</u>	略	略	略
90	<u>45</u>	略	略	略
91	<u>46</u>	略	略	略
92	<u>46</u>	略	略	略
93	<u>47</u>	略	略	略
94	<u>47</u>	略	略	略
95	<u>48</u>	略	略	略
略				
102	<u>54</u>	略	略	略
103	<u>55</u>	略	略	略
104	<u>56</u>	略	略	略
105	<u>57</u>	略	略	略
106	<u>57</u>	略	略	略
107	<u>57</u>	略	略	略
108	<u>58</u>	略	略	略
109	<u>58</u>	略	略	略
110	<u>58</u>	略	略	略
111	<u>59</u>	略	略	略
112	<u>59</u>	略	略	略
113	<u>59</u>	略	略	略
114	<u>60</u>	略	略	略
115	<u>60</u>	略	略	略

116	<u>59</u>	略	略	略
117	<u>59</u>	略	略	略
118	<u>60</u>	略	略	略
119	<u>60</u>	略	略	略
120	<u>60</u>	略	略	略
121	<u>61</u>	略	略	略

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
51	<u>27</u>	略	略
52	<u>27</u>	略	略
53	<u>28</u>	略	略
54	<u>28</u>	略	略
55	<u>28</u>	略	略
56	<u>28</u>	略	略
57	<u>29</u>	略	略
58	<u>29</u>	略	略
59	<u>29</u>	略	略
60	略	略	略
61	<u>30</u>	略	略
62	<u>30</u>	略	略
略			
65	<u>31</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
66	<u>37</u>	略	略	略	略	略
67	<u>38</u>	略	略	略	略	略
68	<u>38</u>	略	略	略	略	略
69	<u>39</u>	略	略	略	略	略

116	<u>60</u>	略	略	略
117	<u>61</u>	略	略	略
118	<u>61</u>	略	略	略
119	<u>62</u>	略	略	略
120	<u>62</u>	略	略	略
121	<u>63</u>	略	略	略

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
51	<u>28</u>	略	略
52	<u>28</u>	略	略
53	<u>29</u>	略	略
54	<u>29</u>	略	略
55	<u>29</u>	略	略
56	<u>29</u>	略	略
57	<u>30</u>	略	略
58	<u>30</u>	略	略
59	<u>30</u>	略	略
60	略	略	略
61	<u>31</u>	略	略
62	<u>31</u>	略	略
略			
65	<u>32</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
66	<u>38</u>	略	略	略	略	略
67	<u>39</u>	略	略	略	略	略
68	<u>40</u>	略	略	略	略	略
69	<u>41</u>	略	略	略	略	略

70	<u>39</u>	略	略	略	略	略
71	<u>40</u>	略	略	略	略	略
72	<u>40</u>	略	略	略	略	略
73	<u>41</u>	略	略	略	略	略
74	<u>41</u>	略	略	略	略	略
75	<u>42</u>	略	略	略	略	略
76	<u>42</u>	略	略	略	略	略
77	略	略	略	略	略	略
78	<u>43</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 略
備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2 関係)
ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略								
25	<u>59</u>	略	略	略	略	略	略	略
26	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略	略
27	<u>65</u>	略	略	略	略	略	略	略
28	<u>68</u>	略	略	略	略	略	略	略
29	<u>70</u>	略	略	略	略	略	略	略
30	<u>72</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>74</u>	略	略	略	略	略	略	略
32	<u>76</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>78</u>	略	略	略	略	略	略	略
34	<u>80</u>	略	略	略	略	略	略	略
35	<u>82</u>	略	略	略	略	略	略	略
36	<u>84</u>	略	略	略	略	略	略	略
37	<u>86</u>	略	略	略	略	略	略	略
38	<u>88</u>	略	略	略	略	略	略	略
39	<u>90</u>	略	略	略	略	略	略	略
40	<u>92</u>	略	略	略	略	略	略	略
41	<u>93</u>	略	略	略	略	略	略	略
42	<u>93</u>	略	略	略	略	略	略	略

70	<u>41</u>	略	略	略	略	略
71	<u>41</u>	略	略	略	略	略
72	<u>42</u>	略	略	略	略	略
73	<u>42</u>	略	略	略	略	略
74	<u>42</u>	略	略	略	略	略
75	<u>43</u>	略	略	略	略	略
76	<u>43</u>	略	略	略	略	略
77	略	略	略	略	略	略
78	<u>44</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 略
備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2 関係)
ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略								
25	<u>58</u>	略	略	略	略	略	略	略
26	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略	略
27	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略	略
28	<u>64</u>	略	略	略	略	略	略	略
29	<u>66</u>	略	略	略	略	略	略	略
30	<u>68</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>70</u>	略	略	略	略	略	略	略
32	<u>72</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>74</u>	略	略	略	略	略	略	略
34	<u>76</u>	略	略	略	略	略	略	略
35	<u>78</u>	略	略	略	略	略	略	略
36	<u>80</u>	略	略	略	略	略	略	略
37	<u>82</u>	略	略	略	略	略	略	略
38	<u>84</u>	略	略	略	略	略	略	略
39	<u>86</u>	略	略	略	略	略	略	略
40	<u>88</u>	略	略	略	略	略	略	略
41	<u>90</u>	略	略	略	略	略	略	略
42	<u>92</u>	略	略	略	略	略	略	略

略				
イ 研究職給料表降格時号給対応表				
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
21	略	<u>59</u>	略	略
22	略	<u>62</u>	略	略
23	略	<u>65</u>	略	略
24	略	<u>68</u>	略	略
25	<u>54</u>	<u>70</u>	略	略
26	<u>56</u>	<u>72</u>	略	略
27	<u>58</u>	<u>74</u>	略	略
28	<u>60</u>	略	略	略
29	<u>62</u>	略	略	略
30	<u>64</u>	略	略	略
31	<u>66</u>	略	略	略
略				
41	<u>86</u>	略	略	略
42	<u>88</u>	略	略	略
43	<u>90</u>	略	略	略
44	<u>92</u>	略	略	略
45	<u>93</u>	略	略	略
46	<u>94</u>	略	略	略
47	<u>95</u>	略	略	略
略				
53	<u>102</u>	略	略	略
54	<u>104</u>	略	略	略
55	<u>106</u>	略	略	略
56	<u>108</u>	略	略	略
57	<u>111</u>	略	略	略
58	<u>114</u>	略	略	略
59	<u>117</u>	略	略	略
60	<u>120</u>	略	略	略
61	<u>121</u>	略	略	略

略				
イ 研究職給料表降格時号給対応表				
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
21	略	<u>58</u>	略	略
22	略	<u>60</u>	略	略
23	略	<u>62</u>	略	略
24	略	<u>64</u>	略	略
25	<u>53</u>	<u>67</u>	略	略
26	<u>54</u>	<u>70</u>	略	略
27	<u>55</u>	<u>73</u>	略	略
28	<u>56</u>	略	略	略
29	<u>59</u>	略	略	略
30	<u>62</u>	略	略	略
31	<u>65</u>	略	略	略
略				
41	<u>85</u>	略	略	略
42	<u>86</u>	略	略	略
43	<u>87</u>	略	略	略
44	<u>88</u>	略	略	略
45	<u>90</u>	略	略	略
46	<u>92</u>	略	略	略
47	<u>94</u>	略	略	略
略				
53	<u>101</u>	略	略	略
54	<u>102</u>	略	略	略
55	<u>103</u>	略	略	略
56	<u>104</u>	略	略	略
57	<u>107</u>	略	略	略
58	<u>110</u>	略	略	略
59	<u>113</u>	略	略	略
60	<u>116</u>	略	略	略
61	<u>118</u>	略	略	略

62	<u>121</u>	略	略	略
略				

ウ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略			
27	<u>52</u>	略	略
28	<u>56</u>	略	略
29	<u>59</u>	略	略
30	<u>62</u>	略	略
31	<u>65</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
略						
37	<u>66</u>	略	略	略	略	略
38	<u>68</u>	略	略	略	略	略
39	<u>70</u>	略	略	略	略	略
40	<u>72</u>	略	略	略	略	略
41	<u>74</u>	略	略	略	略	略
42	<u>76</u>	略	略	略	略	略
43	<u>78</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
略					
10	<u>25</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

62	<u>120</u>	略	略	略
略				

ウ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略			
27	<u>50</u>	略	略
28	<u>52</u>	略	略
29	<u>56</u>	略	略
30	<u>60</u>	略	略
31	<u>64</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
略						
37	<u>65</u>	略	略	略	略	略
38	<u>66</u>	略	略	略	略	略
39	<u>67</u>	略	略	略	略	略
40	<u>68</u>	略	略	略	略	略
41	<u>71</u>	略	略	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
略					
10	<u>24</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第30号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表						別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級		2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合				2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合		
略						略					
59	<u>33</u>	略	略	略	略	59	<u>34</u>	略	略	略	略
60	略	略	略	略	略	60	略	略	略	略	略
61	<u>34</u>	略	略	略	略	61	<u>35</u>	略	略	略	略
62	<u>34</u>	略	略	略	略	62	<u>35</u>	略	略	略	略
63	<u>35</u>	略	略	略	略	63	<u>36</u>	略	略	略	略
64	<u>35</u>	略	略	略	略	64	<u>36</u>	略	略	略	略
65	<u>35</u>	略	略	略	略	65	<u>37</u>	略	略	略	略
66	<u>36</u>	略	略	略	略	66	<u>37</u>	略	略	略	略

67	<u>36</u>	略	略	略	略
68	<u>36</u>	略	略	略	略
69	<u>37</u>	略	略	略	略
70	<u>38</u>	略	略	略	略
71	<u>39</u>	略	略	略	略
略					
82	<u>45</u>	略	略	略	略
83	<u>46</u>	略	略	略	略
84	<u>46</u>	略	略	略	略
85	<u>47</u>	略	略	略	略
86	<u>47</u>	略	略	略	略
87	<u>48</u>	略	略	略	略
88	<u>48</u>	略	略	略	略
89	<u>49</u>	略	略	略	略
90	<u>49</u>	略	略	略	略
91	<u>50</u>	略	略	略	略
92	<u>50</u>	略	略	略	略
93	<u>51</u>	略	略	略	略
94	<u>51</u>	略	略	略	略
95	<u>52</u>	略	略	略	略
96	<u>52</u>	略	略	略	略
97	<u>53</u>	略	略	略	略
98	<u>53</u>	略	略	略	略
99	<u>54</u>	略	略	略	略
100	<u>54</u>	略	略	略	略
101	略	略	略	略	略
102	<u>55</u>	略	略	略	略
略					

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					

67	<u>38</u>	略	略	略	略
68	<u>38</u>	略	略	略	略
69	<u>39</u>	略	略	略	略
70	<u>39</u>	略	略	略	略
71	<u>40</u>	略	略	略	略
略					
82	<u>46</u>	略	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略	略
84	<u>48</u>	略	略	略	略
85	<u>49</u>	略	略	略	略
86	<u>49</u>	略	略	略	略
87	<u>50</u>	略	略	略	略
88	<u>50</u>	略	略	略	略
89	<u>51</u>	略	略	略	略
90	<u>51</u>	略	略	略	略
91	<u>52</u>	略	略	略	略
92	<u>52</u>	略	略	略	略
93	<u>53</u>	略	略	略	略
94	<u>53</u>	略	略	略	略
95	<u>53</u>	略	略	略	略
96	<u>54</u>	略	略	略	略
97	<u>54</u>	略	略	略	略
98	<u>54</u>	略	略	略	略
99	<u>55</u>	略	略	略	略
100	<u>55</u>	略	略	略	略
101	略	略	略	略	略
102	<u>56</u>	略	略	略	略
略					

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					

51	<u>41</u>	略	略	略	略
52	略	略	略	略	略
53	<u>42</u>	略	略	略	略
54	<u>42</u>	略	略	略	略
55	<u>43</u>	略	略	略	略
56	<u>43</u>	略	略	略	略
57	<u>43</u>	略	略	略	略
58	<u>44</u>	略	略	略	略
59	<u>44</u>	略	略	略	略
60	<u>44</u>	略	略	略	略
61	<u>45</u>	略	略	略	略
62	<u>45</u>	略	略	略	略
63	<u>46</u>	略	略	略	略
64	<u>46</u>	略	略	略	略
略					
70	<u>49</u>	略	略	略	略
71	<u>50</u>	略	略	略	略
72	<u>50</u>	略	略	略	略
73	<u>51</u>	略	略	略	略
74	<u>51</u>	略	略	略	略
75	<u>52</u>	略	略	略	略
76	<u>52</u>	略	略	略	略
77	<u>53</u>	略	略	略	略
78	<u>53</u>	略	略	略	略
79	<u>54</u>	略	略	略	略
80	<u>54</u>	略	略	略	略
81	<u>55</u>	略	略	略	略
82	<u>55</u>	略	略	略	略
83	<u>56</u>	略	略	略	略
84	<u>56</u>	略	略	略	略
85	<u>57</u>	略	略	略	略
86	<u>58</u>	略	略	略	略
87	<u>59</u>	略	略	略	略
略					

51	<u>42</u>	略	略	略	略
52	略	略	略	略	略
53	<u>43</u>	略	略	略	略
54	<u>43</u>	略	略	略	略
55	<u>44</u>	略	略	略	略
56	<u>44</u>	略	略	略	略
57	<u>45</u>	略	略	略	略
58	<u>45</u>	略	略	略	略
59	<u>45</u>	略	略	略	略
60	<u>46</u>	略	略	略	略
61	<u>46</u>	略	略	略	略
62	<u>46</u>	略	略	略	略
63	<u>47</u>	略	略	略	略
64	<u>47</u>	略	略	略	略
略					
70	<u>50</u>	略	略	略	略
71	<u>51</u>	略	略	略	略
72	<u>52</u>	略	略	略	略
73	<u>53</u>	略	略	略	略
74	<u>53</u>	略	略	略	略
75	<u>54</u>	略	略	略	略
76	<u>54</u>	略	略	略	略
77	<u>55</u>	略	略	略	略
78	<u>55</u>	略	略	略	略
79	<u>56</u>	略	略	略	略
80	<u>56</u>	略	略	略	略
81	<u>57</u>	略	略	略	略
82	<u>57</u>	略	略	略	略
83	<u>58</u>	略	略	略	略
84	<u>58</u>	略	略	略	略
85	<u>59</u>	略	略	略	略
86	<u>59</u>	略	略	略	略
87	<u>60</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

別表第8 降格時号給対応表(第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
33	<u>59</u>	略	略	略	略
34	<u>62</u>	略	略	略	略
35	<u>65</u>	略	略	略	略
36	<u>68</u>	略	略	略	略
37	<u>69</u>	略	略	略	略
38	<u>70</u>	略	略	略	略
39	<u>71</u>	略	略	略	略
略					
45	<u>82</u>	略	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	略	略
47	<u>86</u>	略	略	略	略
48	<u>88</u>	略	略	略	略
49	<u>90</u>	略	略	略	略
50	<u>92</u>	略	略	略	略
51	<u>94</u>	略	略	略	略
52	<u>96</u>	略	略	略	略
53	<u>98</u>	略	略	略	略
54	<u>100</u>	略	略	略	略
55	<u>102</u>	略	略	略	略
略					

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					

備考 略

別表第8 降格時号給対応表(第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
33	<u>58</u>	略	略	略	略
34	<u>60</u>	略	略	略	略
35	<u>62</u>	略	略	略	略
36	<u>64</u>	略	略	略	略
37	<u>66</u>	略	略	略	略
38	<u>68</u>	略	略	略	略
39	<u>70</u>	略	略	略	略
略					
45	<u>81</u>	略	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略	略
47	<u>83</u>	略	略	略	略
48	<u>84</u>	略	略	略	略
49	<u>86</u>	略	略	略	略
50	<u>88</u>	略	略	略	略
51	<u>90</u>	略	略	略	略
52	<u>92</u>	略	略	略	略
53	<u>95</u>	略	略	略	略
54	<u>98</u>	略	略	略	略
55	<u>101</u>	略	略	略	略
略					

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					

41	<u>51</u>	略	略	略	略
42	<u>54</u>	略	略	略	略
43	<u>57</u>	略	略	略	略
44	<u>60</u>	略	略	略	略
45	<u>62</u>	略	略	略	略
46	<u>64</u>	略	略	略	略
47	<u>66</u>	略	略	略	略
48	略	略	略	略	略
49	<u>70</u>	略	略	略	略
50	<u>72</u>	略	略	略	略
51	<u>74</u>	略	略	略	略
52	<u>76</u>	略	略	略	略
53	<u>78</u>	略	略	略	略
54	<u>80</u>	略	略	略	略
55	<u>82</u>	略	略	略	略
56	<u>84</u>	略	略	略	略
57	<u>85</u>	略	略	略	略
58	<u>86</u>	略	略	略	略
59	<u>87</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

41	<u>50</u>	略	略	略	略
42	<u>52</u>	略	略	略	略
43	<u>54</u>	略	略	略	略
44	<u>56</u>	略	略	略	略
45	<u>59</u>	略	略	略	略
46	<u>62</u>	略	略	略	略
47	<u>65</u>	略	略	略	略
48	略	略	略	略	略
49	<u>69</u>	略	略	略	略
50	<u>70</u>	略	略	略	略
51	<u>71</u>	略	略	略	略
52	<u>72</u>	略	略	略	略
53	<u>74</u>	略	略	略	略
54	<u>76</u>	略	略	略	略
55	<u>78</u>	略	略	略	略
56	<u>80</u>	略	略	略	略
57	<u>82</u>	略	略	略	略
58	<u>84</u>	略	略	略	略
59	<u>86</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第31号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成5年和歌山県人事委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表第8 降格時号給対応表 (第22条の2 関係)									別表第8 降格時号給対応表 (第22条の2 関係)								
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給								降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略									略								
49	略	<u>61</u>	略	略	略	略	略	略	49	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略
略									略								
備考 略									備考 略								

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第32号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 勤勉手当の支給基準に関する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等 (次号において「再任用職員」という。) 以外の職員等 <u>100分の210</u> (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官 (次号において「特定幹部職員等」という。) にあっては、<u>100分の250</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u> (特定幹部職員</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等 (次号において「再任用職員」という。) 以外の職員等 <u>100分の190</u> (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官 (次号において「特定幹部職員等」という。) にあっては、<u>100分の230</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定幹部職員等</p>

等にあつては、100分の120)

にあつては、100分の110)

第2条 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、勤務時間条例第2条第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員(第5項及び第5条において「定年再任用短時間勤務職員」という。))及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(第5項において「任期付短時間勤務職員」という。))に限る。)が職員等となった場合(第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き職員等となった場合に限る。))は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の勤務期間に算入する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分(定年再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号及び次号において「算定期間」という。))における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員等の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)をもって1日とする。</p> <p>(3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第12号及び第13号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分(定年再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、算定期間における勤務時間数を算定期間における同項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の同項、勤務時間条例第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日については、1時間を単位として取り扱うものとする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 定年再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であった期間のうち、第2号から前号までの規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。</p> <p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき</p>	<p>(勤務期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(第5項において「再任用短時間勤務職員」という。))及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(第5項において「任期付短時間勤務職員」という。))に限る。)が職員等となった場合(第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き職員等となった場合に限る。))は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の勤務期間に算入する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号及び次号において「算定期間」という。))における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員等の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)をもって1日とする。</p> <p>(3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第12号及び第13号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、算定期間における勤務時間数を算定期間における同項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の同項、勤務時間条例第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日については、1時間を単位として取り扱うものとする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であった期間のうち、第2号から前号までの規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。</p> <p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき</p>

、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 100分の210 (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官 (次号において「特定幹部職員等」という。) にあつては、100分の250)
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100 (特定幹部職員等にあつては、100分の120)

、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

- (1) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等 (次号において「再任用職員」という。) 以外の職員等 100分の210 (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官 (次号において「特定幹部職員等」という。) にあつては、100分の250)
- (2) 再任用職員 100分の100 (特定幹部職員等にあつては、100分の120)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。) 附則第4条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則 (以下「新規則」という。) 第4条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) とみなして、新規則第5条の規定を適用する。
- 4 改正法附則第6条第1項及び第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第4条の規定を適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成5年和歌山県教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係) ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表					別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係) ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表						
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	特 2 級	3 級			4 級	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの昇格の場合	特 2 級からの昇格の場合					2 級からの昇格の場合	特 2 級からの昇格の場合	

略					
51	<u>41</u>	略	略	略	略
52	略	略	略	略	略
53	<u>42</u>	略	略	略	略
54	<u>42</u>	略	略	略	略
55	<u>43</u>	略	略	略	略
56	<u>43</u>	略	略	略	略
57	<u>43</u>	略	略	略	略
58	<u>44</u>	略	略	略	略
59	<u>44</u>	略	略	略	略
60	<u>44</u>	略	略	略	略
61	<u>45</u>	略	略	略	略
62	<u>45</u>	略	略	略	略
63	<u>46</u>	略	略	略	略
64	<u>46</u>	略	略	略	略
略					
70	<u>49</u>	略	略	略	略
71	<u>50</u>	略	略	略	略
72	<u>50</u>	略	略	略	略
73	<u>51</u>	略	略	略	略
74	<u>51</u>	略	略	略	略
75	<u>52</u>	略	略	略	略
76	<u>52</u>	略	略	略	略
77	<u>53</u>	略	略	略	略
78	<u>53</u>	略	略	略	略
79	<u>54</u>	略	略	略	略
80	<u>54</u>	略	略	略	略
81	<u>55</u>	略	略	略	略
82	<u>55</u>	略	略	略	略
83	<u>56</u>	略	略	略	略
84	<u>56</u>	略	略	略	略
85	<u>57</u>	略	略	略	略
86	<u>58</u>	略	略	略	略
87	<u>59</u>	略	略	略	略

略					
51	<u>42</u>	略	略	略	略
52	略	略	略	略	略
53	<u>43</u>	略	略	略	略
54	<u>43</u>	略	略	略	略
55	<u>44</u>	略	略	略	略
56	<u>44</u>	略	略	略	略
57	<u>45</u>	略	略	略	略
58	<u>45</u>	略	略	略	略
59	<u>45</u>	略	略	略	略
60	<u>46</u>	略	略	略	略
61	<u>46</u>	略	略	略	略
62	<u>46</u>	略	略	略	略
63	<u>47</u>	略	略	略	略
64	<u>47</u>	略	略	略	略
略					
70	<u>50</u>	略	略	略	略
71	<u>51</u>	略	略	略	略
72	<u>52</u>	略	略	略	略
73	<u>53</u>	略	略	略	略
74	<u>53</u>	略	略	略	略
75	<u>54</u>	略	略	略	略
76	<u>54</u>	略	略	略	略
77	<u>55</u>	略	略	略	略
78	<u>55</u>	略	略	略	略
79	<u>56</u>	略	略	略	略
80	<u>56</u>	略	略	略	略
81	<u>57</u>	略	略	略	略
82	<u>57</u>	略	略	略	略
83	<u>58</u>	略	略	略	略
84	<u>58</u>	略	略	略	略
85	<u>59</u>	略	略	略	略
86	<u>59</u>	略	略	略	略
87	<u>60</u>	略	略	略	略

略

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
59	<u>33</u>	略	略	略	略
60	略	略	略	略	略
61	<u>34</u>	略	略	略	略
62	<u>34</u>	略	略	略	略
63	<u>35</u>	略	略	略	略
64	<u>35</u>	略	略	略	略
65	<u>35</u>	略	略	略	略
66	<u>36</u>	略	略	略	略
67	<u>36</u>	略	略	略	略
68	<u>36</u>	略	略	略	略
69	<u>37</u>	略	略	略	略
70	<u>38</u>	略	略	略	略
71	<u>39</u>	略	略	略	略
略					
82	<u>45</u>	略	略	略	略
83	<u>46</u>	略	略	略	略
84	<u>46</u>	略	略	略	略
85	<u>47</u>	略	略	略	略
86	<u>47</u>	略	略	略	略
87	<u>48</u>	略	略	略	略
88	<u>48</u>	略	略	略	略
89	<u>49</u>	略	略	略	略
90	<u>49</u>	略	略	略	略
91	<u>50</u>	略	略	略	略
92	<u>50</u>	略	略	略	略
93	<u>51</u>	略	略	略	略
94	<u>51</u>	略	略	略	略

略

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
59	<u>34</u>	略	略	略	略
60	略	略	略	略	略
61	<u>35</u>	略	略	略	略
62	<u>35</u>	略	略	略	略
63	<u>36</u>	略	略	略	略
64	<u>36</u>	略	略	略	略
65	<u>37</u>	略	略	略	略
66	<u>37</u>	略	略	略	略
67	<u>38</u>	略	略	略	略
68	<u>38</u>	略	略	略	略
69	<u>39</u>	略	略	略	略
70	<u>39</u>	略	略	略	略
71	<u>40</u>	略	略	略	略
略					
82	<u>46</u>	略	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略	略
84	<u>48</u>	略	略	略	略
85	<u>49</u>	略	略	略	略
86	<u>49</u>	略	略	略	略
87	<u>50</u>	略	略	略	略
88	<u>50</u>	略	略	略	略
89	<u>51</u>	略	略	略	略
90	<u>51</u>	略	略	略	略
91	<u>52</u>	略	略	略	略
92	<u>52</u>	略	略	略	略
93	<u>53</u>	略	略	略	略
94	<u>53</u>	略	略	略	略

95	<u>52</u>	略	略	略	略
96	<u>52</u>	略	略	略	略
97	<u>53</u>	略	略	略	略
98	<u>53</u>	略	略	略	略
99	<u>54</u>	略	略	略	略
100	<u>54</u>	略	略	略	略
101	略	略	略	略	略
102	<u>55</u>	略	略	略	略
略					

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
66	<u>37</u>	略	略	略
67	<u>38</u>	略	略	略
68	<u>38</u>	略	略	略
69	<u>39</u>	略	略	略
70	<u>39</u>	略	略	略
71	<u>40</u>	略	略	略
72	<u>40</u>	略	略	略
73	<u>41</u>	略	略	略
74	<u>41</u>	略	略	略
75	<u>42</u>	略	略	略
76	<u>42</u>	略	略	略
77	略	略	略	略
78	<u>43</u>	略	略	略
略				

別表第8 降格時号給対応表(第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					

95	<u>53</u>	略	略	略	略
96	<u>54</u>	略	略	略	略
97	<u>54</u>	略	略	略	略
98	<u>54</u>	略	略	略	略
99	<u>55</u>	略	略	略	略
100	<u>55</u>	略	略	略	略
101	略	略	略	略	略
102	<u>56</u>	略	略	略	略
略					

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
66	<u>38</u>	略	略	略
67	<u>39</u>	略	略	略
68	<u>40</u>	略	略	略
69	<u>41</u>	略	略	略
70	<u>41</u>	略	略	略
71	<u>41</u>	略	略	略
72	<u>42</u>	略	略	略
73	<u>42</u>	略	略	略
74	<u>42</u>	略	略	略
75	<u>43</u>	略	略	略
76	<u>43</u>	略	略	略
77	略	略	略	略
78	<u>44</u>	略	略	略
略				

別表第8 降格時号給対応表(第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					

略					
41	<u>51</u>	略	略	略	略
42	<u>54</u>	略	略	略	略
43	<u>57</u>	略	略	略	略
44	<u>60</u>	略	略	略	略
45	<u>62</u>	略	略	略	略
46	<u>64</u>	略	略	略	略
47	<u>66</u>	略	略	略	略
48	略	略	略	略	略
49	<u>70</u>	略	略	略	略
50	<u>72</u>	略	略	略	略
51	<u>74</u>	略	略	略	略
52	<u>76</u>	略	略	略	略
53	<u>78</u>	略	略	略	略
54	<u>80</u>	略	略	略	略
55	<u>82</u>	略	略	略	略
56	<u>84</u>	略	略	略	略
57	<u>85</u>	略	略	略	略
58	<u>86</u>	略	略	略	略
59	<u>87</u>	略	略	略	略
略					

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
33	<u>59</u>	略	略	略	略
34	<u>62</u>	略	略	略	略
35	<u>65</u>	略	略	略	略
36	<u>68</u>	略	略	略	略
37	<u>69</u>	略	略	略	略
38	<u>70</u>	略	略	略	略

略					
41	<u>50</u>	略	略	略	略
42	<u>52</u>	略	略	略	略
43	<u>54</u>	略	略	略	略
44	<u>56</u>	略	略	略	略
45	<u>59</u>	略	略	略	略
46	<u>62</u>	略	略	略	略
47	<u>65</u>	略	略	略	略
48	略	略	略	略	略
49	<u>69</u>	略	略	略	略
50	<u>70</u>	略	略	略	略
51	<u>71</u>	略	略	略	略
52	<u>72</u>	略	略	略	略
53	<u>74</u>	略	略	略	略
54	<u>76</u>	略	略	略	略
55	<u>78</u>	略	略	略	略
56	<u>80</u>	略	略	略	略
57	<u>82</u>	略	略	略	略
58	<u>84</u>	略	略	略	略
59	<u>86</u>	略	略	略	略
略					

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
33	<u>58</u>	略	略	略	略
34	<u>60</u>	略	略	略	略
35	<u>62</u>	略	略	略	略
36	<u>64</u>	略	略	略	略
37	<u>66</u>	略	略	略	略
38	<u>68</u>	略	略	略	略

39	<u>71</u>	略	略	略	略
略					
45	<u>82</u>	略	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	略	略
47	<u>86</u>	略	略	略	略
48	<u>88</u>	略	略	略	略
49	<u>90</u>	略	略	略	略
50	<u>92</u>	略	略	略	略
51	<u>94</u>	略	略	略	略
52	<u>96</u>	略	略	略	略
53	<u>98</u>	略	略	略	略
54	<u>100</u>	略	略	略	略
55	<u>102</u>	略	略	略	略
略					

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
37	<u>66</u>	略	略	略
38	<u>68</u>	略	略	略
39	<u>70</u>	略	略	略
40	<u>72</u>	略	略	略
41	<u>74</u>	略	略	略
42	<u>76</u>	略	略	略
43	<u>78</u>	略	略	略
略				

備考 略

39	<u>70</u>	略	略	略	略
略					
45	<u>81</u>	略	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略	略
47	<u>83</u>	略	略	略	略
48	<u>84</u>	略	略	略	略
49	<u>86</u>	略	略	略	略
50	<u>88</u>	略	略	略	略
51	<u>90</u>	略	略	略	略
52	<u>92</u>	略	略	略	略
53	<u>95</u>	略	略	略	略
54	<u>98</u>	略	略	略	略
55	<u>101</u>	略	略	略	略
略					

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
37	<u>65</u>	略	略	略
38	<u>66</u>	略	略	略
39	<u>67</u>	略	略	略
40	<u>68</u>	略	略	略
41	<u>71</u>	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略
略				

備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の初任

給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。